

# 第1回 静岡市持続可能な森づくり研究会

## 次 第

日時：令和7年4月28日（月）  
午後5時00分～  
場所：静岡市役所8階 市長公室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長の指名
- 4 委嘱状の交付
- 5 会長あいさつ
- 6 議 事
  - (1) 研究会の目的
  - (2) 静岡市の森林の現状と課題
  - (3) 環境林と循環林のゾーニング
- 7 閉 会
- 8 その他  
第2回研究会 5月28日（水）14:00～JR 静岡駅ビルパルシェ 7階第2会議室

### 【配布資料】

- 1 委嘱状、次第、出席者名簿、座席表、研究会設置要綱
- 2 説明資料
- 3 参考資料：静岡市林道網図、オクシズマップ

※森林経営管理課は5月7日（水）より静岡庁舎13階に移転します。  
企画係の電話番号は054-221-1063に変更しますのでご注意ください。

第1回静岡市持続可能な森づくり研究会 出席者名簿

委員

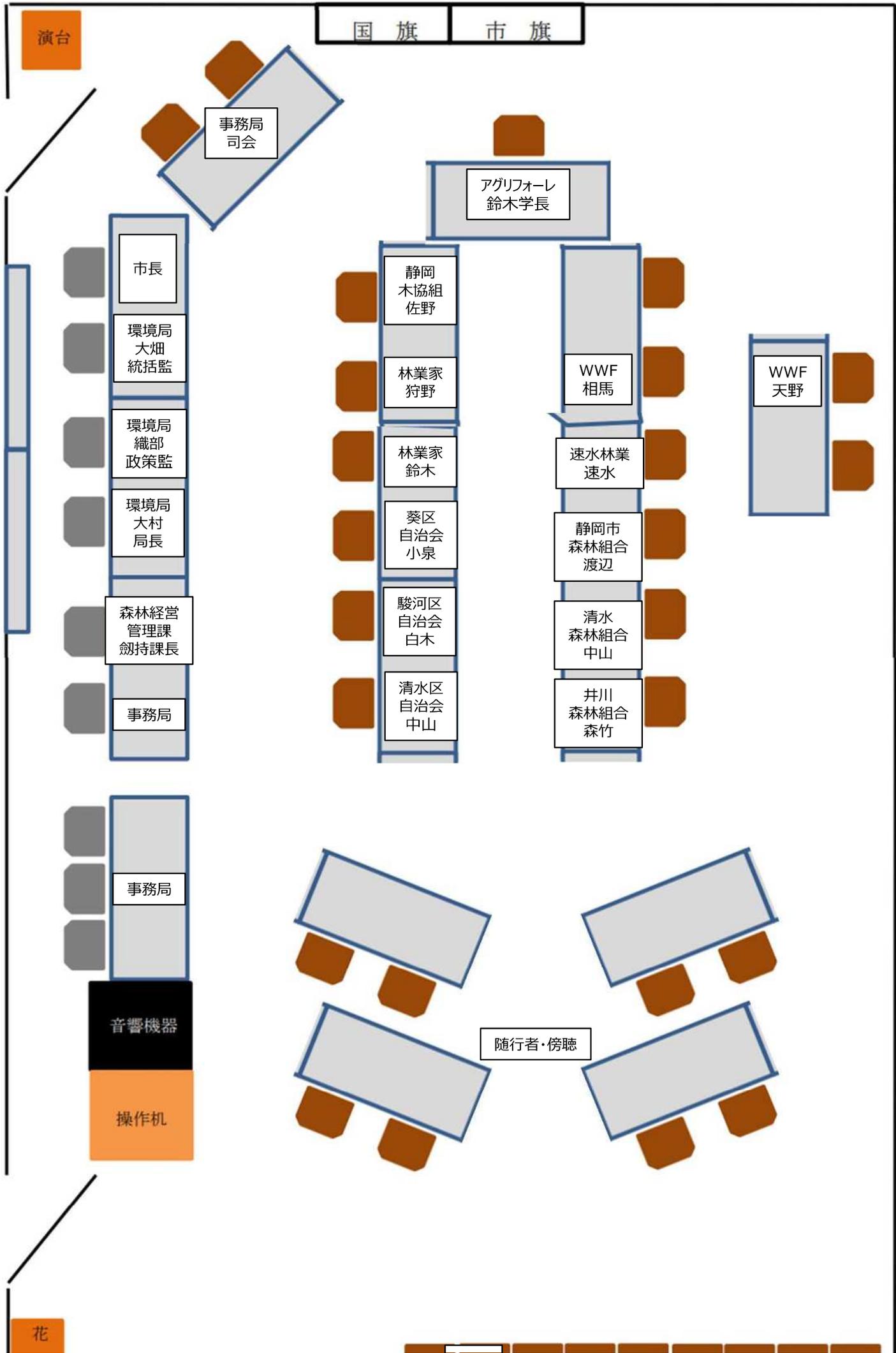
区分	所属・役職	氏名
会長	静岡県立農林環境専門職大学 学長	鈴木 滋彦
識見を有する者	WWF ジャパン 自然保護室 森林グループ長	相馬 真紀子
	速水林業 代表	速水 亨
実務的な知見を有する者	静岡市森林組合 組合長	渡辺 武
	清水森林組合 組合長	中山 勉
	井川森林組合 組合長	森竹 史郎
	静岡木材業協同組合 理事長	佐野 賢輔
	林業家	狩野 正明 (狩野林業株式会社代表)
	林業家	鈴木 勝貴 (株式会社MARUGOH代表)
地域代表	葵区自治会連合会	小泉 住雄 (梅ヶ島地区連合自治会長)
	駿河区自治会連合会	白木 康雄 (川原地区連合自治会長)
	清水区自治会連合会	中山 治己 (両河内地区連合自治会長)

オブザーバー

所属・役職	氏名
WWF ジャパン 自然保護室 森林グループ	天野 陽介

事務局

所属・職	氏名
市長	難波 喬司
環境局 局長	大村 博
// 森林経営統括監	大畑 夏男
// 環境政策監	織部 康弘
環境局 森林経営管理課 課長	劔持 章
// 治山林道担当課長	小山 敬久
// 課長補佐兼企画係長	宮川 研吾
// 事業推進係長	山本 剛大
// 企画係 主査	大友 光夫
// 企画係 主任主事	山田 祐記子
// 企画係 主任主事	保坂 洋斗



## 静岡市持続可能な森づくり研究会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、森林の公益的機能を高度に発揮させるとともに、森林資源の循環利用の促進を図る森林経営管理の推進に当たり、森林・林業政策に精通した有識者等から意見を聴取するため、静岡市持続可能な森づくり研究会（以下「研究会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、委員の意見を聴取するものとする。

- (1) 静岡市の森林経営管理に関する基本方針に関すること。
- (2) 前号の基本方針を踏まえた本市の施策の方向性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために市長が必要であると認める事項

### (組織)

第3条 研究会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 森林・林業政策に関し優れた識見を有する者
- (2) 森林・林業業務に関し実務的な知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要であると認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 研究会に会長を置く。

2 会長は、市長が指名する。

3 会長は、研究会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、研究会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。

2 研究会は、必要があると認めるときは、研究会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 研究会の庶務は、環境局森林経営管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。